

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 9 月 30 日

水 曜 日

第 3964 号

目 次

条 例

○富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
○県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例	5
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
○富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例	
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	12
○富山県運河管理条例の一部を改正する条例	13
○富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例	14

条 例

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県運河管理条例の一部を改正する条例及び富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第52号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第30条の 8 第 1 項第 2 号」を「第30条の15第 1 項第 2 号」に改める。

第 3 条中「第30条の 9 第 1 項」を「第30条の40第 1 項」に改める。

第 8 条を削る。

第 9 条中「第30条の37第 2 項」を「第30条の32第 2 項」に改め、同条を第 8 条とし、第10条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第53号

県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

（県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例の一部改正）

第 1 条 県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例（平成13年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152 号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第 2 条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152 号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）第47条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第54号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）

第 2 条第 2 項中「減価償却資産（）」の次に「所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は」を加える。

第 4 条第 1 項第 3 号の表中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 3 項中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（地方活力向上地域内における不均一課税）

第 4 条の 2 地方活力向上地域内において地域再生法第 5 条第19項の規定による同法第 5 条第 1 項の地域再生計画（同条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「地域再生計画の公示の日」という。）から平成30年 3 月31日までの期間内に、地域再生法第17条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第 4 項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間内に、特定業務施設（同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する特定業務施設をいう。）の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設した者（青色申告書を提出する個人又

は法人に限る。) に対して課する次の各号に掲げる県税の税率は、富山県税条例第58条、第65条の3、第76条又は第167条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業税 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、当該新設し、又は増設した減価償却資産を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後当該事業の用に供した日から起算して3年以内に終了する各年又は各事業年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該減価償却資産に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの 富山県税条例第58条又は第65条の3に定める税率に100分の10を乗じて得た率

(2) 不動産取得税 当該新設し、又は増設した減価償却資産である建物及びその敷地である土地の取得（地域再生計画の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100分の0.4

(3) 県固定資産税 当該新設し、又は増設した減価償却資産に対して法第342条の規定によつて市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度において、当該減価償却資産に係る機械及び装置並びに構築物（地域再生計画の公示の日以後において取得した機械及び装置並びに構築物に限る。）に対して課するもので、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率

ア 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

イ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

年度の区分	税率
初年度	100 分の 0.14
第 2 年度	100 分の 0.467
第 3 年度	100 分の 0.933

2 前項の減価償却資産の規模は、当該減価償却資産の取得価額の合計額が 3,800 万円（租税特別措置法第 10 条第 4 項に規定する中小企業者に該当する個人、同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号に規定する中小企業者及び同法第 68 条の 9 第 6 項第 4 号に規定する中小連結法人にあつては、1,900 万円）以上のものとする。

第 5 条中「又は前条の規定によつて」を「の規定による」に改め、「課税免除又は」の次に「第 4 条若しくは前条の規定による県税の」を加える。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 4 条」の次に「若しくは第 4 条の 2」を加える。

附則第 6 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 条の 2 第 1 項第 2 号」に、「同項」を「これら」に改める。

附則第 8 項中「第 4 条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 4 条の 2 第 1 項第 1 号」を加え、「同号」を「これら」に改める。

第 2 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 項中「第 10 条第 4 項」を「第 10 条第 6 項第 4 号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(税 務 課)

富山県条例第 55 号

富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

第 1 条 富山県利賀芸術公園条例(平成 6 年富山県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(過料)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第 16 条の規定に違反した者
- (3) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者

(富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部改正)

第 2 条 富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例(昭和 56 年富山県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(過料)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第 14 条の規定に違反した者
- (3) 第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第 3 条 富山県花総合センター条例(昭和 62 年富山県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(遵守事項等)

第 8 条の 2 花センターに入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 他の入所者に迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 施設、附属設備、植物又は植物に関する資料（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 施設等を汚損し、若しくは損傷するおそれのある物品又は動物若しくは植物を持ち込まないこと。
 - (4) その他知事が特に指示した事項
- 2 知事は、入所者が前項の規定に違反したときは、その者に退所を命ずることができる。

第 9 条第 2 項第 2 号中「施設又は附属設備」を「施設等」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（過料）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 8 条の 2 第 1 項の規定に違反した者
 - (2) 第 8 条の 2 第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

（富山県 21 世紀の森条例の一部改正）

第 4 条 富山県 21 世紀の森条例（昭和 58 年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第 6 条第 3 号中「^{ない}堆積」を「堆積」に改め、同条第 6 号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（過料）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

- (2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第14条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者
- (富山県植物公園条例の一部改正)

第5条 富山県植物公園条例（平成5年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条・第16条」を「第15条―第17条」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（過料）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第2項の規定による知事の命令に違反した者

（富山県有峰森林文化村条例の一部改正）

第6条 富山県有峰森林文化村条例（平成14年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（行為の禁止）

第6条の2 森林文化公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 森林文化公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第20条中「第18条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者」を

「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第 6 条の 2 の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- (富山県港湾管理条例の一部改正)

第 7 条 富山県港湾管理条例（昭和 37 年富山県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第 3 条第 1 項第 1 号中「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

- (5) 港湾施設（知事が指定するものに限る。）の他の利用者に迷惑となる行為をすること。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第 8 条 富山県立都市公園条例（昭和 52 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第 4 条第 3 号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改め、同条第 6 号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第 20 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、同項第 1 号中「第 4 条各号の一」を「第 4 条各号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項（第 17 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第 2 条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第 9 条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和 58 年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第9条第3号中「^{たい}堆積」を「堆積」に改め、同条第6号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第22条第1項中第2号を第3号とし、同項第1号中「第9条各号のいずれか」を「第9条各号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第7条第1項又は第3項（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第7条第1項各号に掲げる行為をした者
第27条中「及び第18条」を「、第18条及び第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（文書総務課）

富山県条例第56号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（児童青年家庭課）

富山県条例第57号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「3,100 円」を「5,100 円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

（くすり政策課）

富山県条例第58号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項の表富山県営富山駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。
（富山県営駐車場管理条例の一部改正）
- 2 富山県営駐車場管理条例（昭和51年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第 1 条及び別表中「及び富山県営富山駐車場」を削る。
（富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 平成27年 9 月30日までにこの条例による改正前の富山県公営企業の設置等に関する条例第 1 条第 4 号の規定に基づいて設置された富山県営富山駐車場（以下「旧富山駐車場」という。）に入庫した自動車で同日までに出庫しなかったものの当該駐車に係る普通料金については、前項の規定による改正後の富山県営駐車場管理条例（以下「新駐車場管理条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第 2 項の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例（以下「旧駐車場管理条例」という。）第 8 条ただし書の規定により発行した富山県営富山駐車場の回数券は、平成27年 9 月30日までに旧富山駐車場に入庫した自動車で同日までに

出庫しなかったものが同日後に在庫する場合に限り、使用することができる。

- 5 旧駐車場管理条例第 8 条ただし書の規定により発行した富山県営富山駐車場の回数券に係る料金の還付については、新駐車場管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企・経営管理課)

富山県条例第 59 号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前条に規定する病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

病院の名称	診療科目	病床数
中央病院	内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科	一般病床 665 床 結核病床 16 床 感染症病床 2 床 精神病床 50 床
リハビリ病院・こどもセンター	内科 精神科 神経内科 小児科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科	一般病床 202 床

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条第 3 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 5 条ただし書中「ものについては、」を「場合にあつては」に、「をもってこれに代える」を「により徴収し、駐車料金を徴収する場合にあつては口頭又は掲示の方法により現金で徴収する」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 4 条関係)

使用料 の名称	区分	単位	金額	備考
駐車料金	患者（付添人を 含む。）	入場した時から 8 時 間を超える時間30分 までごとにつき 1 台	100 円	「休診日」とは、次に 掲げる日をいう。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関す る法律（昭和23年法 律第 178 号）に規定 する休日 (3) 12月29日から翌年 の 1 月 3 日までの日 （前号に掲げる日を 除く。）
	その他 の日に午前 6 時 から午後 6 時 のまでに入場し た場合	入場した時から 4 時 間を超える時間30分 までごとにつき 1 台	100 円	
	利用者 上記以外の時 間に入場した 場合	入場した時から 2 時 間を超える時間30分 までごとにつき 1 台	100 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び次項の規定（第11条第 2 項の改正規定を除く。）は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部改正)

- 2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「」別表」を「」別表第 1」に改める。

附則第 6 項のうち富山県病院事業の設置等に関する条例第 2 条の表の改正規定中「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」の次に「（以下「リハビリ病院・こどもセンター」という。）」を加える。

(医 務 課)

富山県条例第60号

富山県運河管理条例の一部を改正する条例

富山県運河管理条例（昭和37年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第2条中「富山市湊町」を「富山市湊入船町」に改める。

第7条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

富山県条例第61号

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例

（富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正）

第1条 富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条各号列記以外の部分中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

（富山県流域下水道条例の一部改正）

第2条 富山県流域下水道条例（昭和62年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（都市計画課）